

## 第1回「デジタル経済下における国際課税研究会」 議事要旨

○日時：2021年3月1日 13:00-15:00

○場所：オンライン会議（Teams 利用）

○出席者（五十音順、敬称略）

・委員

田近栄治座長、青山慶二委員、岩根秀禎委員、太田洋委員、岡村忠生委員、栗原正明委員、清水要委員、鈴木将覚委員、竹中英道委員、谷淳一委員、日置圭介委員、溝口史子委員、山岸哲也委員、吉村政穂委員

・講師

リブライトパートナーズ株式会社 蛭原健代表取締役 兼 ファウンディングゼネラルパートナー

・オブザーバー

（経済団体）

一般社団法人日本経済団体連合会 小畑良晴経済基盤本部長、一般社団法人日本貿易会 清矢祐司政策業務第一グループ長、一般社団法人新経済連盟 佐藤元彦国際部長

（関係省庁）

財務省主税局参事官室 藤井大輔参事官、国税庁調査査察部調査課 井澤伸晃国際調査管理官、経済産業省経済産業政策局企業行動課 大貫繁樹課長

・経済産業省

経済産業省貿易経済協力局 飯田陽一局長、岩永正嗣大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）、木尾修文投資促進課長

○議事要旨

【開会】

（飯田局長より簡潔に挨拶）

【座長挨拶】

（田近座長より簡潔に挨拶）

【事務局資料説明】

（木尾課長より事務局資料に沿って説明）

【ゲスト講師からのご講演及び質疑応答】

(蛭原様よりご講演、その後、質疑応答)

【研究会委員等による意見交換】

○テーマ：デジタル経済下での国際課税に関する所感、本研究会において検討すべき論点（総論）

- ・ あるべき国際課税の枠組みと、日本企業と海外企業とのレベルプレイングフィールドの確保が重要。
- ・ 競争戦略において、税が競争環境の中でどう後押しするか。東南アジアの国などにおいて日本企業の競争力をどのように確保するか。
- ・ この5～10年の国際課税の動向をみていて理論の基準が変わってきた。1つは、市場国重視の観点から税制改革を行っていること。もう1つは、法人単位から捉えることに困難があり、グループ単位でとらえる税制を構想していること。今後もこういった方向に進んでいく中で考えるべきは、これらに対応していく企業の事務負担への配慮、特に紛争解決手段の充実や税務執行について。また、国際課税はグローバルな議論に引っ張られて変化していく一方、国内の税制は変わらないため、両者を調整する議論をしていく必要がある。
- ・ 市場国との二重課税をいかに回避するかが重要。

(日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制のあり方)

- ・ 新しいミニマムタックスの閾値が出てくると法人税の引下げ競争はある程度解消し、逆に高い税率で競争していたところも新しい閾値に向かっていく競争がでてくる可能性がある。他方で各国CFC税制があるのでどのように折り合いをつけるか。新しい閾値にどのように各国が反応するかを見ながら検討するべきではないか。
- ・ 一般的に日本企業はアグレッシブなタックスプランニングを行っていないので、レベルプレイングフィールドの確保という意味では、最低税率の導入は中長期的には日本企業の利益にかなうのではないか。
- ・ 所得合算ルールについて、現地の投資誘致の免税がなくなることによる事業への影響を懸念。日本企業の現地事業の足かせにならないようにし、外国企業との競争で不利にならないようにしていただきたい。
- ・ グリーンフィールド投資よりも、既存の事業会社を買収する形での進出が多く、投資効率、買収価格を、CFC税制を含めて検討する必要がある。PMIの中で日本のCFC税制や現地課税、パートナー国での課税を考慮して進めていくことに苦心。
- ・ 諸外国と比べてイコールフットイングでも第2の柱とCFC税制とでダブルスタンダードであれば事務負担が大変。デジタル化の進展で海外M&Aによる成長戦略の妨げにならないかという観点でも検討したい。

- ・ 第2の柱とCFC税制は制度の目的明確化が必要。第2の柱の目的は最低税率による租税負担の確保だが、例えばタイのBOIで恩典を受けている企業は現地経済にもまっとうに貢献しているので、こういった企業について国際的競争力の低下を招かないか注意。CFC税制の中で解決できる問題も多くあるのではないか。
- ・ 米国税制改革でGILTIを導入した時には、FDIIとセットで入っている。日本が第2の柱を入れる際にも同様の制度を導入するのが正しい方向ではないか。
- ・ 最低税率の仕組みは、国内にIPやレベニューフローを持ってきた場合のサポート税制とセットであるべきではないか。
- ・ 執行役員レベルから外国人が多くなっている企業も多数でてきている。マーケットが外だから工場も外という動きだったが、これからは重要な機能がより外にでていく可能性がある。日本としてはどうやってそのような重要な機能を国内に維持するのか、改めて検討が必要ではないか。
- ・ 会計の数字を使うことは実務上便利だが、IFRSから税務コンプライアンスをやることについてどのような問題が起こるのかは考えていきたい。

(国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について)

- ・ 市場国への税源配分の議論について、日本は市場国としては大きいので税収を確保する良いチャンスであり、また、国内企業のレベルプレイングフィールドの確保の面からも海外のデジタル企業への課税強化は重要ではないか。
- ・ デジタル課税は第1の柱で議論されているもので、PEとALPの原則に支えられている法人税が、足元デジタル経済下の中で困難に直面している。
- ・ 現在議論されている第1の柱では、経済活動の実質的な基準から離れて定式的な基準で配分する利益Aという新たな考え方を検討しているが、既存のPEとALPの原則からは外れるものであり、2つの制度が併存する中で、どのように線引きをして役割分担をするかが課題。また、二重課税の危険もある。
- ・ ADSとCFBの線引きは難しく、容易に判定できる明確な基準が必要ではないか。
- ・ DSTや利益Aを今後評価するに当たって、既存の税制の中でどう位置付けていくか。利益Aについては、法人税の一部なのか、外国法人税といえるのか、外国税額控除ができるのか。また、DSTについては、消費課税との関係が問題になるのではないか。DSTも利益AもPEがないことを前提とすると、執行や納税者の事務負担がどのようになっていくか。

(その他)

- ・ 経営システムについて、組織体制とか仕組みについて議論をすべき。どうやって国際税務の体制を整えていくのか。

**【閉会】**

(田近座長、木尾課長より簡潔に挨拶)

(以上)

お問合せ先

貿易経済協力局 投資促進課

電話：03-3501-1662

FAX：03-3501-2082